

一、最新中国法令

● 中华人民共和国外国人入境出境管理条例

- 【发布单位】国务院
【发布文号】国务院令 第 637 号
【发布日期】2013-07-12
【实施日期】2013-09-01
【内容提要】该条例作为《中华人民共和国出境入境管理法》的配套规定，重点对普通签证的类别和签发作了规定，并且对外国人停留居留的管理作了进一步细化。同时，废止了《中华人民共和国外国人入境出境管理法实施细则》(以下简称“原《实施细则》”)。根据该条例：

普通签证类别
<ul style="list-style-type: none">普通签证类别由 8 类调整为 12 类：<ul style="list-style-type: none">该条例对原《实施细则》的 F 字签证和 L 字签证作了拆分，使签证类别与入境事由的对应性增强，有利于外国人入境后的服务和管理。普通签证类别新增了 R 字签证。凡是符合中国政府有关主管部门确定的外国高层次人才和急需紧缺专门人才的引进条件和要求的外国人可以申请该签证，并按照规定享受相应的入境出境便利。
停留居留管理制度
<ul style="list-style-type: none">对外国人“非法入境、非法居留、非法就业”问题作出了详细的规定：<ul style="list-style-type: none">明确了聘用外国人工作或者招收外国留学生的单位的报告义务。外国人离职或者变更工作地域、招收的留学生因为毕业等原因离开原招收单位的，应当及时向所在地县级以上地方人民政府公安机关出入境管理机构报告；规范了外国留学生参加校外勤工助学和学习的规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：
中华人民共和国外国人入境出境管理条例
http://www.gov.cn/zwqk/2013-07/22/content_2452453.htm
国务院法制办负责人就《中华人民共和国外国人入境出境管理条例》答记者问
<http://www.chinalaw.gov.cn/article/xwzx/fzxw/201307/20130700389273.shtml>

● 关于服务贸易等项目对外支付税务备案有关问题的公告

【发布单位】国家税务总局、国家外汇管理局

一、最新中国法令

● 中華人民共和國外國人出入國管理條例

- 【発布機関】国务院
【発布番号】国务院令 第 637 号
【発布日】2013-07-12
【実施日】2013-09-01
【概要】本条例は「中華人民共和國出入國管理法」の付帯規定として、重点的に普通ビザの種類と発給について規定を設け、且つ外国人の滞在居留の管理について一層の細分化を行った。同時に、「中華人民共和國外国人出入國管理法実施細則」(以下、旧「実施細則」)というは廃止された。本条例によると、以下の通りである。

普通ビザの種類
<ul style="list-style-type: none">普通ビザの種類が 8 種類から 12 種類へ調整された。<ul style="list-style-type: none">本条例は旧「<u>実施細則</u>」の F ビザと L ビザを細分化して、ビザの種類と入国理由の対応性を強化し、外国人入国後のサービスおよび管理の便宜を図る。普通ビザの種類に R ビザを加えた。中国政府関連主管部門が定めるハイレベルの外国人材と緊急需要のある不足専門家に関する招聘条件と要求に合致する外国人は当該ビザを申請し、規定に従って相応の出入国の利便を享受することができる。
滞在居留管理制度
<ul style="list-style-type: none">外国人の「不法入国、不法滞在、不法就労」の問題について詳細な規定を設けた。<ul style="list-style-type: none">外国人を招聘して業務に当たらせるまたは外国人留学生を採用する事業者の報告義務を明確にした。外国人の離職または勤務地域の変更、採用された留学生が卒業などの理由で元の採用した事業者を離れる場合は、速やかに所在地の県級以上の地方人民政府公安機関出入国管理機構へ報告しなければならない。外国人留学生の校外で働きながらの通学および学習に関する規定を規範化した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
中華人民共和國外國人出入國管理條例
http://www.gov.cn/zwqk/2013-07/22/content_2452453.htm
「中華人民共和國外國人出入國管理條例」についての記者からの質問に対する国务院法制弁公室責任者の回答
<http://www.chinalaw.gov.cn/article/xwzx/fzxw/201307/20130700389273.shtml>

● サービス貿易などの項目での対外支払いに伴う税務届出関連事項に関する公告

【発布機関】国家稅務總局、國家外貨管理局

【发布文号】国家税务总局、国家外汇管理局公告
2013年第40号

【发布日期】2013-07-09

【实施日期】2013-09-01

【出台背景】自2008年《国家外汇管理局、国家税务总局关于服务贸易等项目对外支付提交税务证明有关问题的公告》(汇发〔2008〕64号)施行以来,对外支付税务证明成为税务机关加强跨境税源管理的重要手段。为加强跨境税源管理,便利境内机构和个人对外支付,国家税务总局和国家外汇管理局联合发布了本次公告。

【内容提要】根据该公告,除规定的无需备案的情形外,境内机构和个人向境外单笔支付等值5万美元以上(不含等值5万美元,下同),以及外国投资者以境内直接投资合法所得在境内再投资单笔5万美元以上的,均应向相关部门进行税务备案。

【法令全文】请点击以下网址查看:

关于服务贸易等项目对外支付税务备案有关问题的公告

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12348611.html>

关于《服务贸易等项目对外支付税务备案有关问题的公告》的解读

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138532/12348605.html>

● 关于印发服务贸易外汇管理法规的通知

【发布单位】国家外汇管理局

【发布文号】汇发〔2013〕30号

【发布日期】2013-07-18

【实施日期】2013-09-01

【出台背景】为完善服务贸易外汇管理,促进贸易投资便利化,服务涉外经济发展,国家外汇管理局制定了《服务贸易外汇管理指引》和《服务贸易外汇管理指引实施细则》,同时废止了一系列文件。

【内容提要】根据该通知,自2013年09月01日起,在全国范围内实施服务贸易外汇管理改革。本次改革的主要内容包括:

- 推进简政放权:取消服务贸易购付汇核准,服务贸易购付汇业务可在金融机构直接办理。
- 小额交易无需审单:金融机构对单笔等值5万美元以下的服务贸易收付汇业务原则上可不审核交

【发布番号】国家税務総局、国家外貨管理局公告
2013年第40号

【発布日】2013-07-09

【実施日】2013-09-01

【発布背景】2008年の「サービス貿易などの項目での対外支払いに伴う税務証明提出関連事項に関する国家外貨管理局、国家税務局の公告」(匯発〔2008〕64号)の施行以降、対外支払いに伴う税務証明は税務機関がクロスボーダー税源管理を強化する重要手段となっている。クロスボーダー税源管理を強化し、国内機構および個人の対外支払いの便宜を図るため、国家税務総局と国家外貨管理局は共同で本公告を発布した。

【概要】本公告によると、届出の必要なしと定められた状況を除き、国内機構および個人が国外へ一回で5万米ドル相当以上(5万米ドル相当を含まない。以下、同じ)の支払いを行う場合、および外国投資者が国内直接投資の合法所得により一回で5万米ドル以上の国内再投資を行う場合、いずれも関係部門に対し税務届出を行わなければならない。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

サービス貿易などの項目での対外支払いに伴う税務届出関連事項に関する公告

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12348611.html>

「サービス貿易などの項目での対外支払いに伴う税務届出関連事項に関する公告」に関する解説

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138532/12348605.html>

● サービス貿易外貨管理法規の印刷発布に関する通知

【発布機関】国家外貨管理局

【発布番号】匯発〔2013〕30号

【発布日】2013-07-18

【実施日】2013-09-01

【発布背景】サービス貿易外貨管理の整備、貿易投資の利便化の促進、涉外経済の発展にサービスするため、国家外貨管理局は「サービス貿易外貨管理ガイド」および「サービス貿易外貨管理ガイド実施細則」を制定し、同時に一連の文書を廃止した。

【概要】本通知によると、2013年9月1日から、全国範囲でサービス貿易外貨管理改革を実施する。本改革の主な内容には以下のものが含まれる。

- 政府機構の簡素化、権限の委譲を促進する:サービス貿易の外貨購入支払いの認可制を取り消し、サービス貿易の外貨購入支払い業務は金融機関での直接処理が可能となる。
- 小額取引の書類審査を不要とする:金融機関は一回で5万米ドル相当以下のサービス貿易に伴う外貨受取り支払

易单证。

- 简化单证审核：对于仍需审核单证的业务，简化相应审单要求，包括对现行的数十类单证审核规定进行简化与合并；取消对绝大部分主管部门核准、备案文件的审核要求；取消对外付汇税务证明等。
- 放宽境外存放：放宽境内机构服务贸易外汇收入境外存放的条件，允许企业集团将服务贸易外汇收入集中境外存放。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.safe.gov.cn/resources/wcmpages//wps/wcm/connect/safe_web_store/safe_web/zcfg/jcxmwhgl/fwmywhgl/node_zcfg_jcxm_fwmy_store/e433190040775f79858ce726bedaaa55/

● 化学品物理危险性鉴定与分类管理办法

【发布单位】国家安全生产监督管理总局

【发布文号】国家安全生产监督管理总局令 60 号

【发布日期】2013-07-10

【实施日期】2013-09-01

【内容提要】根据该办法，化学品生产、进口单位应当对本单位生产或者进口的化学品进行普查和物理危险性辨识，对符合法律规定的化学品应向鉴定机构申请鉴定，在办理化学品物理危险性鉴定过程中，不得隐瞒化学品的危险性成分、含量等相关信息或者提供虚假材料。

【备注】化学品物理危险性鉴定，是指依据有关国家标准或者行业标准进行测试、判定，确定化学品的燃烧、爆炸、腐蚀、助燃、自反应和遇水反应等危险特性。化学品物理危险性分类，是指依据有关国家标准或者行业标准，对化学品物理危险性鉴定结果或者相关数据资料进行评估，确定化学品的物理危险性类别。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_5330/2013/0724/214077/content_214077.htm

● 出入境检验检疫企业信用管理办法

【发布单位】国家质量监督检验检疫总局

【发布文号】国家质量监督检验检疫总局公告 2013 年第 93 号

い業務については、原則として取引書類の審査を行わなくともよいものとする。

- 書類審査を簡略化する：依然として書類審査を必要とする業務について、相応する書類審査要求を簡略化し、それには現行の数十種類の書類審査規定に対する簡略化と統合が含まれる。主管部門による認可、届出書類に関する審査要求の大部分を取り消す。対外外貨支払い税務証明などを取り消す。
- 国外預金を緩和する：国内機構のサービス貿易外貨収入の国外預金に関する条件を緩和し、企業グループがサービス貿易外貨収入を国外預金に集中させることを認める。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.safe.gov.cn/resources/wcmpages//wps/wcm/connect/safe_web_store/safe_web/zcfg/jcxmwhgl/fwmywhgl/node_zcfg_jcxm_fwmy_store/e433190040775f79858ce726bedaaa55/

● 化学品的物理的危険性の鑑定と分類管理弁法

【発布機関】国家安全生产监督管理总局

【発布番号】国家安全生产监督管理总局令 60 号

【発布日】2013-07-10

【実施日】2013-09-01

【概要】本弁法によると、化学品を製造、輸入する事業者は、自社で製造または輸入する化学品に対し全面調査および物理的危険性の識別を行わなければならない、法律規定に合致する化学品については鑑定機関に対し鑑定申請を行わなければならない。化学品の物理的危険性鑑定の過程においては、化学品の危険性成分、含有量などの関連情報を隠蔽し、または虚偽の材料を提供してはならない。

【備考】化学品物理的危険性鑑定とは、関係する国家基準または業界基準に基づき、テストング、判定を行い、化学品の燃焼、爆発、腐食、助燃、自己反応および水反応などの危険特性を確定することを指す。化学品物理的危険性分類とは、関係する国家基準または業界基準に基づき、化学品物理的危険性鑑定結果または関連データ資料に対し評価を行い、化学品の物理的危険性の類別を確定することを指す。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_5330/2013/0724/214077/content_214077.htm

● 出入国検査検査企業信用管理弁法

【発布機関】国家品質監督検査検査総局

【発布番号】国家品質監督検査検査総局公告 2013 年第 93 号

【发布日期】2013-07-16
【实施日期】2014-01-01
【内容提要】根据该办法，出入境检验检疫机构要对企业的信用信息开展记录、处理、使用和公开等活动。企业的信用信息包括企业基本信息、企业守法信息、企业质量管理能力信息、产品质量信息、检验检疫监管信息、社会对企业信用评价信息以及其他相关信息。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk_13386/jlqg_12538/zjgg/2013/201307/t20130725_368475.htm

● 关于实施劳务派遣行政许可有关问题的通知（上海）

【发布单位】上海市人力资源和社会保障局
【发布文号】沪人社关发〔2013〕32号
【发布日期】2013-07-01
【出台背景】根据《[全国人大常委会关于修改〈中华人民共和国劳动合同法〉的决定](#)》、国家人力资源和社会保障部《[劳务派遣行政许可实施办法](#)》等的规定，就上海市范围内实施劳务派遣行政许可制度的相关问题，发布了该通知。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai36443.html>

- 【注】
- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
 - 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们[联系](#)。

二、相关新信息

● 人社部官员透露：劳务派遣用工比例可能在10%左右

近日，国家人力资源和社会保障部法规司有关官员在湖北省武汉市举行的相关会议中，就《劳动合同法》修正案内容进行解析时透露，有关部门正紧急制定劳务派遣用工的使用比例，可能在10%左右。

（里兆律师事务所 2013年07月29日编写）

【发布日期】2013-07-16
【实施日期】2014-01-01
【概要】本办法によると、出入国検査検疫機構は企業の信用情報について記録、処理、使用および公開などの活動を行わなければならない。企業の信用情報には企業の基本情報、企業の遵法情報、企業の品質管理能力情報、製品品質情報、検査検疫監督管理情報、社会の企業に対する信用評価情報およびその他の関連情報が含まれる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk_13386/jlqg_12538/zjgg/2013/201307/t20130725_368475.htm

● 劳务派遣行政许可实施関連事項に関する通知（上海）

【发布機關】上海市人的資源社会保障局
【发布番号】滬人社関発〔2013〕32号
【发布日期】2013-07-01
【发布背景】「[全国人民代表大会常務委員会の『中華人民共和国労働契約法』の改正に関する決定](#)」、国家人的資源社会保障部の「[劳务派遣行政许可实施办法](#)」などの規定に基づき、上海市における劳务派遣行政许可制度実施の関連事項について、本通知を發布した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai36443.html>

- 【注】
- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご[連絡](#)ください。
 - ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご[連絡](#)いただければと思います。

二、関連する新着情報

● 人的資源社会保障部関係者の話：劳务派遣の使用割合は10%前後に落ち着くものと思われる

先頃、国家人的資源社会保障部法规司の関係者が湖北省武漢市で開催された関連会議において、「労働契約法」改正案の内容について解析を行った際に明かした話では、関係部門は現在、劳务派遣従業員の使用割合の制定を急いでおり、10%前後に落ち着くものと思われる。

（里兆法律事務所が2013年7月29日付で作成）

● 江苏高级法院就司法审查 CIETAC 仲裁案件的有关问题发布内部通知

日前，江苏省高级人民法院对中国国际经济贸易仲裁委员会（以下简称“中国贸仲委”）与上海国际经济贸易仲裁委员会（又称“上海国际仲裁中心”；以下简称“上海贸仲委”）、华南国际经济贸易仲裁委员会（又称“深圳国际仲裁院”；以下简称“华南贸仲委”）就仲裁规则的适用及各自受理仲裁案件的权限等问题产生的争议向江苏法院系统内部发出通知。

通知要求，在仲裁司法审查案件中，当事人就上海贸仲委、华南贸仲委是否有权受理仲裁协议约定由中国贸仲委仲裁的案件、或中国贸仲委是否有权受理仲裁协议约定由上海贸仲委或华南贸仲委仲裁的案件产生争议的，相关案件审理法院应就这一问题经审判委员会讨论提出意见，逐级向上一级法院汇报，由江苏省高级人民法院研究并提出指导意见后，再行作出裁决。

（里兆律师事务所 2013 年 07 月 26 日编写）

● 修订后的《老年人权益保障法》要求员工“常回家看看”，企业要另外给假期吗？

自 2013 年 07 月 01 日起，修订后的《中华人民共和国老年人权益保障法》（以下简称“《老年人权益保障法》”）开始实施。《老年人权益保障法》第 18 条规定，“与老年人分开居住的家庭成员，应当经常看望或者问候老年人（即，当前社会舆论所称的“常回家看看”）。用人单位应当按照国家有关规定保障赡养人探亲休假的权利。”对此，律师理解：

1. 《老年人权益保障法》作为劳动法律、法规之外的法律文件，为劳动法律关系中的用人单位和劳动者之间创设了相应的法律义务，这种情况是不多见的。
2. 《老年人权益保障法》上述法律条款创设用人单位保障劳动者“常回家看看”的法律义务的同时，并未进一步设定具体的条件，只是简单、笼统的说明按照“国家有关规定”执行。

在《老年人权益保障法》之前，中国与“常回家看看”有关的规定，主要是国务院 1981 年 03 月 14 日颁布实施的《国务院关于职工探亲待遇的规定》（以下简称“《国务院探亲规定》”）及各地根据该规定颁布实施的地方政策（如，上海市人民政府于 1981 年 04 月 22 日颁布实施的《上海市职工探亲假待遇规定的实施细则》）。但是，律师认为，《国务院探亲规定》不适用于外商投资企业，这是因为：

● 江蘇省高級人民法院が CIETAC 仲裁案件の司法審査の関連事項について内部通知を發布した

先頃、江蘇省高級人民法院は中国国際經濟貿易仲裁委員會（以下、「中国貿仲委」という）と上海國際經濟貿易仲裁委員會（「上海國際仲裁センター」ともいい、以下、「上海貿仲委」という）、華南國際經濟貿易仲裁委員會（「深セン國際仲裁院」ともいい、以下、「華南貿仲委」という）が仲裁規則の適用および各自が仲裁案件を受理する権限などの問題で生じた紛争について江蘇省内の裁判所を対象の通知を出した。

通知では、仲裁司法審査案件において、当事者は、上海貿仲委、華南貿仲委が仲裁協議で中国貿仲委による仲裁と取り決められた案件を受理する権限を有するか、または中国貿仲委が仲裁協議で上海貿仲委または華南貿仲委による仲裁と取り決められた案件を受理する権限を有するかについて紛争が生じた場合、関連案件を審理する裁判所は当該問題について審判委員会の討論を経て意見を提出し、段階的に一つ上の裁判所へ報告し、江蘇省高級人民法院が検討の上、指導意見を出した後、改めて裁決を下すことを求めている。

（里兆法律事務所が 2013 年 7 月 26 日付で作成）

● 改正後の「高齢者權益保障法」は従業員に対し「実家に頻りに帰省すること」を求めているが、企業は別途休暇を与える必要があるか。

2013 年 7 月 1 日から、改正後の「中華人民共和國高齡者權益保障法」（以下、「高齡者權益保障法」という）が施行された。「高齡者權益保障法」第 18 条によれば、「高齡者と別居している家族メンバーは、高齡者を頻りに訪問、または見舞わなければならない（即ち、現在社会世論で言われる「実家に頻りに帰省すること」）、使用者は国の関連規定に基づき扶養者の帰省休暇の権利を保障しなければならないと規定している。これについて、筆者は以下の通りに考えている。

1. 「高齡者權益保障法」は労働法律、法規以外の法律文書として、労働法律関係における使用者と労働者の間に相応の法的義務を設けており、このような状況はあまり見られない。
2. 「高齡者權益保障法」の上記法律条項は使用者に労働者の「実家に頻りに帰省すること」を保障する法的義務を設けはしたが、同時に踏み込んで具体的な条件を設けることはしておらず、単に、漠然と「国の関連規定」に照らして実施するとのみ説明している。

「高齡者權益保障法」以前にも、中国には「実家に頻りに帰省すること」に関する規定があり、主なものとして国务院が 1981 年 3 月 14 日に公布施行した「従業員の帰省待遇に関する国务院の規定」（以下、「国务院帰省規定」という）および各地で当該規定に基づき発布実施された地方政策（例えば、上海市人民政府が 1981 年 4 月 22 日に発布実施した「上海市従業員帰省休暇待遇規定に関する実施細則」）がある。ただし、

筆者は「國務院帰省規定」は外商投資企業に適用されないと考えている。その理由は以下の通りである。

1. 《国务院探亲规定》规定的探亲假适用范围是国家机关、人民团体、国有企事业单位，但未包括外商投资企业。即，如果外商投资企业员工要“常回家看看”，则企业没有义务根据《国务院探亲规定》给予其探亲假。
2. 原劳动部颁布的《外商投资企业劳动管理规定》第 24 条曾经规定，外商投资企业的员工也享有探亲假等法定假期。但前述法律文件作为外商投资企业员工享有探亲假的唯一法律依据，已经于 2007 年 11 月 09 日被原劳动和社会保障部明令废止。

虽然外商投资企业执行《国务院探亲规定》没有直接的法律依据，但实践中，部分地方（如，上海、江苏等）劳动行政部门倾向于认为，外商投资企业应参照《国务院探亲规定》规定的条件和标准，给予员工探亲假。虽然如此，据律师了解，实践中多数外商投资企业并未执行《国务院探亲规定》，对此，劳动行政部门并未采取相应管理措施。律师理解，主要原因如下：

1. 目前交通条件的改善，使《国务院探亲规定》颁布时设定的“不能在公休日团聚”的先决条件，在大部分情况下已难以成立。
2. 随着《职工带薪年休假条例》等法规、规章的颁布，员工的法定假期比《国务院探亲规定》颁布时显著增加了，绝大部分员工利用带薪年假、法定节假日等“常回家看看”，总体上并不迫切需要专门的探亲假。而且，实践中，不少企业还在法定年休假之外，规定了公司福利年休假。

综上，《老年人权益保障法》上述条款虽然规定用人单位有义务保障员工依法“常回家看看”，但具体怎么执行，还需进一步出台配套规定予以确定。在此之前，对外商投资企业而言，如果员工要求依法“常回家看看”，那么，用人单位还是可以告知其利用当年度可用的带薪年假、法定节假日等进行。

（里兆律师事务所 2013 年 07 月 26 日编写）

1. 「國務院帰省規定」が定める帰省休暇の適用範囲は国家機関、人民団体、国有企業・事業機関であり、外商投資企業は含まれていない。つまり、たとえ外商投資企業の従業員に「実家に頻りに帰省すること」の必要があったとしても、企業には「國務院帰省規定」に基づいて帰省休暇を与えなければならない義務はない。
2. 旧労働部が發布した「外商投資企業労働管理规定」第 24 条では、外商投資企業の従業員も帰省休暇などの法定休暇を享受すると規定したことがある。ただし、外商投資企業の従業員の帰省休暇の享受に関する唯一の法律根拠である前述の法律文書は、既に 2007 年 11 月 9 日に旧労働社会保障部から明文をもって廃止されている。

外商投資企業が「國務院帰省規定」を実施する直接の法律根拠はないにも関わらず、実際には、一部の地方（例えば、上海、江蘇など）の労働行政部門は、外商投資企業も「國務院帰省規定」に定められた条件および基準を参照して、従業員に帰省休暇を与えるべきと考える傾向がある。しかし、筆者の知るところ、実際には多くの外商投資企業が「國務院帰省規定」を実施しておらず、またこれについて労働行政部門は相応の管理措置を講じていない。筆者は、主な原因は以下の通りであると理解している。

1. 現在、交通事情は改善されており、「國務院帰省規定」發布時に定めた「公休日に団欒ができない」という前提条件が、多くの場合既に成り立たなくなる。
2. 「従業員年次有給休暇条例」などの法規、規則の發布により、従業員の法定休暇は「國務院帰省規定」發布時と比べ明らかに増加しており、大多数の従業員は年次有給休暇、法定祝日などを利用して「実家に頻りに帰省すること」ができるため、全体として専用の帰省休暇の必要は切迫していない。また、実際には、少なからぬ企業が法定の年次有給休暇以外にも、会社の福利としての有給休暇を定めている。

以上をまとめると、「高齢者權益保障法」の上記条項は、使用者に対し従業員の法に則った「実家に頻りに帰省すること」を保障する義務を定めているが、具体的にどのように実施するかについては、付帯規定の發布により確定する必要がある。それまでの間、外商投資企業について言えば、従業員から法に則った「実家に頻りに帰省すること」の要求があった場合、使用者は依然として当年度に使用可能な年次有給休暇、法定祝日などを利用して行うようにと告知することが可能である。

（里兆法律事務所が 2013 年 7 月 26 日付で作成）